

## 株式会社ペイジェントとの契約内容（抜粋）

### 銀行法第52条の61の10第3項に基づく表示

【当社に係る電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当社と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項】

- (1) 本サービスに関して顧客に損害が生じたときは、甲及び乙は、速やかにその原因を究明します。
- (2) 当該損害が、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲は、甲と顧客の間の本サービスに関する利用規約に従い、顧客に生じた損害について賠償又は補償にかかる責任を負担するものとし、対応方法について甲及び乙において協議します。ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合には、甲は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、顧客に対する補償にかかる責任を負担するものとし、対応方法について甲及び乙において協議するものとします。
- (3) 当該損害が、乙の責めに帰すべき事由による場合には、乙は、顧客に生じた損害を賠償又は補償します。
- (4) 当該損害が、甲乙双方の責めに帰すべき事由による場合には、甲及び乙は、賠償又は補償をする双方の負担額について誠実に協議して決定した内容に従います。既に甲又は乙が顧客に賠償又は補償した場合にあっては、相手方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議して決定した額を相手方に対して求償することができるものとします。
- (5) 当該損害が、いずれの責めにも帰すことができない事由である場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではない場合には、顧客への賠償又は補償の要否及び賠償又は補償をする場合の双方の負担額について誠実に協議して決定した内容に従います。

【電子決済等代行業者が当社に係る電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項】

【電子決済等代行業再委託者が電子決済等代行業者に委託した業務（当社に係るものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当社が行うことができる措置に関する事項】

甲は、本サービスに係る電子決済等代行業の業務に関し、甲又はその電子決済等代行業再

委託者が取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、乙が別途定める「電子決済等代行業者との契約に係る基準」に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。甲が、乙の定める基準を満たしていない可能性があるかと客観的かつ合理的な事由により乙が判断する場合、乙は、甲に対し、報告の徴求、立入検査（但し、甲の同意を得た場合に限る。）、是正措置の要求、本サービスの利用停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。

【参考：契約における文言の定義】

- ① 「顧客」とは、甲または甲の提携先の顧客をいう。
- ② 「甲」とは、株式会社ペイジェントをいう。
- ③ 「乙」とは、住信SBIネット銀行株式会社をいう。

以上